

多 監 第 30 号
令和 7 年 8 月 14 日

多治見市長 高 木 貴 行 様

多治見市監査委員 尾 関 惠 一

同 片 山 竜 美

令和 6 年度多治見市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条
及び第 22 条の規定により、審査に付された令和 6 年度決算に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和6年度
多治見市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

多治見市監査委員

令和6年度多治見市健全化判断比率審査意見

- 第1 審査基準 多治見市監査基準に準拠
- 第2 審査の種類 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条の規定に基づく審査
- 第3 審査の期間 令和7年7月11日から令和7年8月6日まで
- 第4 審査の対象 令和6年度決算に係る以下の事項及びその算定の基礎となる事項
- (1) 実質赤字比率の状況
 - (2) 連結実質赤字比率の状況
 - (3) 実質公債費比率の状況
 - (4) 将来負担比率の状況
- 第5 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された令和6年度決算に基づく健全化判断比率に関する資料について、適正に作成されているかどうか主眼をおき審査を実施したほか、関係職員に対しての質問等必要と認めるその他の審査手続を実施した。

第6 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項は、いずれも適正であると認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.11	20.00
連結実質赤字比率	—	17.11	30.00
実質公債費比率	△2.3	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

1 実質赤字比率

実質赤字比率（％）＝一般会計等の実質赤字額／標準財政規模×100

（単位：千円、％）

歳入歳出差引額 A	5,138,295
翌年度へ繰り越すべき財源 B	1,172,546
実質赤字額{ (A - B) × -1 } C	△3,965,749
標準財政規模 D	24,669,653
実質赤字比率 (C / D) × 100 ※C ≤ 0 の場合は「-」	-

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率（％）＝連結実質赤字額／標準財政規模×100

（単位：千円、％）

会 計 名	実質赤字額
一般会計等	△3,965,749
一般会計	△3,965,448
土地取得事業特別会計	△301
市営住宅敷金等特別会計	0
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	△425,544
国民健康保険事業特別会計	△138,391
介護保険事業特別会計	△207,044
後期高齢者医療特別会計	△56,726
駐車場事業特別会計	△23,383
小 計 ①	△4,391,293
会 計 名	資金不足額・剰余額
公営企業会計（法適用・宅地造成事業以外）	△3,000,541
水道事業会計	△1,318,609
病院事業会計	△508,799
下水道事業会計	△1,170,857
農業集落排水事業会計	△2,276
小 計 ②	△3,000,541
連結実質赤字額 ③＝①＋②	△7,391,834
標準財政規模 ④	24,669,653
連結実質赤字比率 (③／④) ×100	—
※連結実質赤字額 ≤ 0 の場合は「—」	

3 実質公債費比率

次の計算式により算出した数値の過去3年度平均

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \left(\frac{\text{(元利償還金 + 準元利償還金)} - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額))}} \right) \times 100$$

(単位：千円、%)

項目/年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
元利償還金 ① (公営企業分、繰上償還等を除く)	3,708,948	3,671,628	3,833,212
準元利償還金 ②	608,385	620,871	583,341
計 ①+②	4,317,333	4,292,499	4,416,553
特定財源 ③	962,244	1,123,609	1,128,320
基準財政需要額算入額 ④	3,841,369	3,790,940	3,637,745
計 ③+④	4,803,613	4,914,549	4,766,065
標準財政規模 ⑤	23,847,617	24,232,639	24,669,653
実質公債費比率 (①+②) - (③+④) / (⑤-④) × 100	△2.43064	△3.04304	△1.66182
実質公債費比率 (3年度平均)	△2.3		

4 将来負担比率

将来負担比率 (%) = (将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)) / (標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) × 100

(単位：千円、%)

将来負担額 ①		46,599,632
内 訳	一般会計等に係る地方債の現在高	34,853,510
	債務負担行為に基づく支出予定額	4,974
	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	6,469,898
	組合等の地方債の元金償還に充てる地方公共団体の負担見込額	0
	退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	5,271,250
	設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額	0
	連結実質赤字額	0
	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額	0
充当可能財源等 ②		65,056,099
内 訳	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	25,538,137
	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	4,116,730
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	35,401,232
標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む。） ③		24,669,653
基準財政需要額算入額 ④		3,637,745
将来負担比率 (①-②) / (③-④) × 100 ※ 比率 ≤ 0 の場合は「-」		-

令和6年度多治見市資金不足比率審査意見

- 第1 審査基準 多治見市監査基準に準拠
- 第2 審査の種類 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づく審査
- 第3 審査の期間 令和7年7月11日から令和7年8月6日まで
- 第4 審査の対象 令和6年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項
- 第5 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された令和6年度決算に基づく資料について、適正に作成されているかどうか主眼をおき審査を実施したほか、関係職員に対しての質問等必要と認めるその他の審査手続を実施した。

第6 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項は、いずれも適正であると認められる。

記

会計名	令和6年度資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
農業集落排水事業会計	—	20.0

資金不足比率

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \text{資金の不足額} / \text{事業の規模} \times 100$$

項目	内容
資金の不足額	(流動負債－控除企業債等－控除未払金等)＋建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高－(流動資産－控除財源)－解消可能資金不足額(※1)
事業の規模	営業収益の額(指定管理者の収入として収受させた利用料金の額を含む。)-受託工事収益の額

(※1) 解消可能資金不足額は、事業の開始後の一定期間において、多額の費用を賄う収入を得ることができない場合等において、資金不足額から控除する額

(単位:千円 %)

項目		会計名	水道事業 会計	病院事業 会計	下水道事業 会計	農業集落 排水事業 会計
資金の 不足 額	流動負債 ①		480,476	499,481	1,770,821	11,542
	控除企業債等 ②		41,726	265,157	1,065,315	8,248
	控除未払金等 ③		0	0	0	0
	建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高 ④		0	0	0	0
	流動資産 ⑤		1,757,359	743,123	2,025,863	5,570
	控除財源 ⑥		0	0	149,500	0
	(①－②－③)＋④－(⑤－⑥)＝⑦		△1,318,609	△508,799	△1,170,857	△2,276
	解消可能資金不足額 ⑧ (⑦>0の場合に算入)		0	0	0	0
	資金の不足額 ⑦－⑧＝⑨		△1,318,609	△508,799	△1,170,857	△2,276
事業の 規模	営業収益の額 ⑩		2,076,543	77,636	1,982,680	2,230
	指定管理者の収入として収受させた利用料金の額 ⑪		0	5,123,582	0	0
	受託工事収益の額 ⑫		44	0	0	0
	事業の規模 ⑩＋⑪－⑫＝⑬		2,076,499	5,201,218	1,982,680	2,230
資金不足比率 (%)			—	—	—	—
※ 比率≤0の場合は「-」 ⑨/⑬×100			—	—	—	—